

令和6年度
埋蔵文化財調査センター
会計年度任用職員採用試験受験案内
(浜田自動車道4車線化事業発掘調査現場・遺物整理
作業員)

島根県教育庁埋蔵文化財調査センター
〒690-0131 松江市打出町33
TEL 0852-36-8608

島根県教育庁埋蔵文化財調査センターでは、会計年度任用職員（改正後の地方公務員法第22条の2に規定する職員）を以下のとおり募集します。

- | | |
|--------|--|
| ■ 受付期間 | 令和6年7月16日（火）～令和6年7月30日（火）
* 郵送による場合は、7月30日（火）必着
受付時間は、午前8時30分～午後5時15分
(土日・祝日を除く。) |
| ■ 試験方法 | 面接または書類選考による |
| ■ 合格発表 | 令和6年8月6日（火） |

1. 受験資格

次の各号に該当する人は受験できません。

- ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 島根県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2. 勤務地、採用予定人数及び職務内容等

勤務地：浜田自動車道4車線化事業発掘調査事務所（島根県邑智郡邑南町市木）

職務内容：埋蔵文化財発掘調査に係る遺物整理

採用予定人数：1名

3. 選考の方法、試験の日時、合格発表日

(1) 選考方法

申込書類により書類審査を行い採用者を決定します。また、申込者が募集人員を超えた場合は、面接を行い、採用者を決定します。応募者多数の場合は第一次選考として書類選考のうえ合格者を第二次選考として面接試験を行う場合があります。

面接を行う場合等詳細は募集締め切り後当所から連絡します。受付期間終了から土日・祝日を除いて3日を過ぎても連絡がない場合は当所にお問い合わせください。

- (2) 合格発表 令和6年8月6日(火)
試験の結果は、受験者全員に通知します。

4. 受験申込手続

- (1) 受付期間 令和6年7月16日(火)～令和6年7月30日(火)
郵送の場合は令和6年7月30日(火)必着。封筒の表に「会計年度任用職員採用試験」と朱書き、簡易書留郵便にしてください。
受付時間は、午前8時30分～午後5時15分
(土日・祝日を除く。)

- (2) 提出書類
履歴書(当所所定の様式)1部

- (3) 申し込み及び問い合わせ先
〒690-0131 島根県松江市打出町33
島根県教育庁埋蔵文化財調査センター 高速道路調査推進スタッフ 大庭
電話 0852-36-8608

5. 採用

この試験の合格者は、原則として令和6年8月20日から令和6年9月13日まで任用します。
なお、採用後1ヶ月又は勤務日数が15日に達するまでは条件付き採用期間となります。

6. 勤務条件

- (1) 報酬 日額7,100円(令和6年4月1日現在を記載しています。変更になる場合があります。)
通勤手当相当分の報酬 月額55,000円以内(支給要件を具備する場合のみ支給)
- (2) 勤務日 月15日で、勤務日は所属長が定めます。
- (3) 勤務時間 8時30分から17時15分(休憩時間1時間)
- (4) 休日 勤務を要しない日(土曜・日曜)及び休日(国民の祝日)
- (5) 福利 雇用保険等(加入要件を満たす場合に加入します。)

7. 試験結果の開示について

面接試験の試験結果については、島根県個人情報保護条例第22条の規定により、口頭による開示の請求をすることができます。口頭による開示の請求は、受験者本人(代理人は不可)が「顔写真付きの身分証明書」(注)を持参の上、下記開示場所で行ってください。(電話は不可)

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
受験者本人 (棄権者を除く)	得点及び順位	合格発表から1月 間	埋蔵文化財調査センター

(注) 「顔写真付きの身分証明書」の例：運転免許証、学生証、旅券等

8. その他

- ・受験に際しての提出書類は、埋蔵文化財調査センターにおいて責任を持って廃棄しますので、返却しません。
- ・受験に際して埋蔵文化財調査センターが収集した個人情報は、採用試験以外には使用しません。
- ・不合格の場合も、内定者の辞退により繰り上げ採用となる場合があります。該当者については、試験結果にその旨記載します。